

令和 4 年(ネ)第 1893 号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234 名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2 名

控訴審準備書面 3

(一審原告第 3 準備書面に対する反論)

令和 4 年 11 月 10 日

東京高等裁判所第 16 民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示 現 舎 合 同 会 社
上 記 代 表 者 代 表 社 員	宮 部 龍 彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮 部 龍 彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三 品 純

本書面は一審被告が仮処分決定違反をしている旨を主張するものである。しかし、仮処分決定違反を主張するのであれば別途民事保全に係る手続きを取ればよいのであって、本案とは無関係である。

しかし、一審原告らが不正、違法な手段を用いて、通信の秘密、学問の自由等の基本的人権を侵害する行為を行っていることが明らかとなっていることから、次のとおり反論する。特に甲 487、488 号証は違法な手段を用いて取得されたものであり、公開の裁判の場に出される事自体が違法なものであるから、証拠からの排除を求める。

1 「1「全国部落解放研究所 wiki」での本件仮処分命令違反」について

否認する。

甲 487 は一審被告宮部ではなく、「全国部落解放研究所」が研究のための保

有している情報で掲載ないしは公表しているものではない。これらの情報はアクセス制御に係る識別符号(いわゆるパスワード)によって保護されているものである。

甲 487 は一審原告らが、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 第 3 条「何人も、不正アクセス行為をしてはならない」に反して不正ないしは違法な手段で入手したものであることが強く疑われるものであるから、証拠から排除することを求める。

- 2 「2 被告宮部が「全国部落解放研究所 wiki」を開設運営していること」について否認する。

Chatwork は SNS ではなく「ビジネスチャット」であり、企業や官公庁等が保護された通信によって業務上の秘密を含む情報をやり取りするためのシステムである(乙 785)。Twitter や Facebook 等の SNS のように不特定多数とつながりを持つような機能はなく、共通した目的を持つグループ内での情報のやり取りに留まり、不特定多数に情報が拡散されることはない。

一審原告は当該団体構成員ではなく、構成員になる意思がないにも関わらず、システムに不正に侵入したものである。一審原告らは他人の識別符号を含む甲 488 号を複製して提出したため、一審被告宮部は識別符号の変更を強いられた。当該識別符号は Chatwork の参加者だけにアクセス権を認めるために発行しているものであるし、マスキングせずに公開の場に提出する理由がない。このことは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 第 4 条「何人も、不正アクセス行為(第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。)の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない」、第 5 条「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アク

セス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならぬ」に明白に違反している。

まさに、一審原告らの主たる目的がプライバシー侵害の救済ではなく、自身らに都合の悪い表現や学問の妨害である証拠である。

甲 488 号は不正ないしは違法に取得されたものであるから、証拠から排除することを求める。

3 「3 被告宮部が Chatwork への参加を積極的によびかけていること」

否認する。

一審被告宮部は Chatwork への参加自体を呼びかけているのではなく、部落に対する理解を深めることと、部落研究の自由の支持等呼びかけ、そのための情報交換の場として Chatwork を用いているものである(乙 786)。一審原告らは、一審被告宮部が発信している情報の一部だけを切り出して提示し、ミスリードしている。

4 「4 小括」について

否認ないし争う。

前述の通り、一審被告宮部が意図的に仮処分決定に違反する行為をしている事実はなく、むしろ一審原告らが法律違反を犯して、一審被告らの正当な社会活動や学問の自由を妨害している。

以上